

[事案 25-92] 転換契約無効請求

・平成 25 年 12 月 25 日 裁定終了

※本事案の申立人は[事案 25-91]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

契約転換時に募集人の虚偽説明があったこと等を理由に、転換契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

募集人より、①転換前契約の更新時期は平成 26 年 2 月であるにもかかわらず、契約更新まであと 2 か月しかない、②転換前契約を更新することができるのに、転換前契約はなくなるため更新はできず契約転換しなければならないと説明をされ、それを信用し、平成 25 年 2 月に更新型終身移行保険を終身保険に契約転換した。募集人の虚偽説明がなければ、この時期に、告知義務違反を犯してまで、契約転換はしなかったもので、契約転換を取り消し、転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は更新が後 2 カ月しかないとの欺もう行為は行っておらず、申立人に錯誤はなかった。
- (2) 転換前契約が更新できないという欺もう行為は行っておらず、申立人に錯誤はなかった。
- (3) 本件は、重要な事項についての不実告知ではなく、告知義務違反には該当しない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人夫婦、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

- (1) 転換後契約の取り消しに関する主張は、詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）または錯誤による無効（民法 95 条）にもとづくものと判断する。
- (2) 告知義務違反に関する主張は、保険会社が、告知義務違反を理由として転換後契約の解除しないのは、転換前契約に戻すことを避けるためであり、解除権の不行使が不当であるとの趣旨と判断する。

2. 詐欺取消の主張について

募集人が、虚偽説明（欺もう行為）を行なったかは、申立人夫婦と募集人の主張は異なり必ずしも明らかではないが、契約転換時に使用された設計書には、次回更新時期、次回更新時保険料が明記されており、設計書を見て容易に虚偽であることが判明するような説明を、募集人があえて行なう理由は見当たらない。したがって、申立人夫婦の供述のみで、その主張を認めることはできず、他に申立人の主張を認めることができる証拠は見当たらない。

よって、募集人が虚偽説明を行ない、申立人を欺もうしたと認定することはできないので、詐欺取消の主張は認められない。

3. 錯誤無効の主張について

申立人が、次回更新時期や転換前契約を更新できることに気がつかずに契約転換を行なったとすれば、申立人に錯誤があったことになる。しかし、錯誤無効の主張が認められるためには、その錯誤が要素の錯誤である必要があるが、保険契約における一般的な関心事は保障内容や保険料にあり、これらの点について申立人に錯誤はないので、申立人の錯誤を要素の錯誤と認めることはできない。

仮に要素の錯誤であったとしても、設計書の記載から、転換前契約の次回更新時期が約2年後であることや、転換前契約を更新できることについては容易に理解でき、申立人には錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言わざるを得ない。

4. 告知義務違反に関する主張について

- (1) 告知義務違反は、告知義務者が重要な事実を告げず、または重要な事項に関して不実の告知をした場合にのみ成立するが、重要な事項とは、ある事実を知っていれば保険者は保険を引き受けなかったであろう場合、または、より高い保険料による等、保険契約者側に不利な条件でのみ引き受けたであろう場合に、当該事実の重要性が認められるとされている。

保険会社は、本件は告知義務違反には該当しないと主張し、保険会社の解除権の不行使が不当であると認められる証拠もない。

- (2) 申立人は、募集人による不告知教唆について主張するが、仮に不告知教唆の事実があったとしても、それは、保険会社が告知義務違反を理由とする解除権の行使を問題にする場合の争点で、保険会社に解除権の行使を求める本件においては、問題にならない。